

洋上風力発電に関する近時の裁判例

一洋上風力発電工事差止請求事件（山口地下関支判平成30年10月2日（判例集未搭載）D1-Law.com 判例体系 ID28283521）

小 林 寛

1 事案の概要

本件は、山口県漁業協同組合（以下「県漁協」という）の正組合員であり、山口県B市C沖において漁業を営む原告らが、B市C沖において洋上風力発電施設の建設工事（以下「本件工事」という）および運営を計画している株式会社である被告に対し、本件工事が実施された場合、原告らの漁業に不可逆的な悪影響が生じるなどと主張して、漁業法8条1項の漁業を営む権利（以下「漁業行使権」という）に基づく妨害予防請求として、本件工事の差止めを求めた事案である。

争点は以下の3点であった。すなわち、（1）原告らのいかなる漁業行使権に対する侵害が問題となるか、（2）被告がB市C沖において洋上風力発電施設を建造および運転する計画（以下「本件計画」という）の実施による漁業行使権侵害の危険の有無、ならびに（3）本件計画に関する「洋上風力発電事業推進に関する基本合意」および「洋上風力発電事業に伴う漁業補償に関する契約」（以下「本件補償契約等」という）の効力または有効性である（事案の概要および争点は判決文に基づく）。本稿においては、争点（2）を中心に考察を行う。

2 判旨（結論：請求棄却）

まず争点（1）について、「本件で問題となる原告らの漁業行使権は、原告X2および原告X3の共G号（共第G号共同漁業権）における建網漁に関するものに限られる」（括弧内筆者注記）と認定された。

もっとも、争点（2）について、「共F号及び共E号についての原告らの

主張には、共G号の主張に関連するものも含まれているため、併せて検討しておく」とされ、共F号（共第F号共同漁業権）の侵害に関連して、以下の点についての原告らの主張はいずれも斥けられた（共第E号共同漁業権については本稿では言及を割愛する）。

- ①「本件工事のための船舶が行き来する区域での漁ができないことについて」

「確かに、本件工事が実施された場合、船舶の往来が従前より増えることとなる。しかし、本件工事のための船舶は、輸送ルート及び風車設置予定地周辺を主に往来し、原告らの漁場全てが船舶に覆われるわけではないこと、3年間を通して夏季と工期が完全に重なるわけではないこと、船舶の往来によって直ちに原告らの漁ができなくなるとの事情も認められないことから、本件工事のための船舶の往来によって、原告らの漁に侵害の危険が生じるとはいえない。」

- ②「海底掘削等により生じる土砂によって海水の濁りが生じることについて」

「原告らの漁場は主に風車の建設地点の東側であること…（略）…から、本件工事による海水の濁りは一定程度に抑えられ、風車建設地点の東側には及ばないことを考慮すると、原告らの漁に侵害の危険が生じるとはいえない。」

- ③「風車建設地点の漁場が失われることについて」

「確かに、風車建設地点において、浚渫工事やケーソン据付工事により、一定程度漁場が破壊されることは否定できない。しかし、風車建設地点の藻場は小さく、原告らの漁場の中でも特に重要な地点とまでいうことはできない。また、本件工事終了後の漁礁効果にも期待することができ、漁場が完全に失われるわけではない。そうすると、原告らの漁に侵害の危険が生じるということとはできない。」

- ④「送電ケーブル敷設により漁場が破壊されることについて」

「送電ケーブルの敷設によって生じ得る岩場の破壊、藻場の分断の影響は

大きいとはいえず、原告らの漁に対する制約は小さく、侵害の危険が生じるとはいえない。」

⑤「風車による振動・騒音により漁場が破壊されることについて」

「風車付近の漁礁に魚が集まることも踏まえると、風車からの騒音・振動の影響は大きいとはいえず、原告らのもぐり漁の対象となる魚貝類が逃げるとは認められない。なお、原告らは、風車の音が自然界にない音であり、何らかの影響を及ぼす旨主張するが、風車から生じる音とその他の音とで魚貝類にもたらす影響が異なることを示す証拠はなく、そもそも何らかの影響が生じるといった程度では、差止めを認められるほどの漁業行使権侵害のおそれがあるとは認められない。」

次に、共G号の侵害について、「原告X2及び原告X3の行う建網漁については、…(略)…原告らの主張するような漁業行使権侵害の危険はない。仮にそのような危険があったとしても、毎年4月の1か月間のみ行われる建網漁が制限されたとしても、原告X2及び原告X3の生活に与える影響は大きいとはいえない上、原告X2が建網漁でとるこういかが本件計画によってどのような影響を受けるかは何も主張立証されておらず、原告X3が建網漁を行う漁場は本件計画によって風車が建てられる区域とは相当離れている…(略)…ことから、原告X2及び原告X3の漁業行使権侵害の危険は認められず、原告らの主張は採用できない。」

さらに、争点(3)について、「本件補償契約等は、原告らの妨害予防請求権を消滅させたり、その行使を制限したりするものとはいえないから、抗弁としては、それ自体失当である。もっとも、漁業補償を含む本件補償契約等は、受忍限度論の考慮要素になると解されることから、以下に、その効力について判断する。」として、「本件補償契約等に共通する主張」である①「物権法定主義違反」、②「契約の当事者等及び県漁協組合長等の処分権限」、③「漁業権貸与禁止規定違反」などについての「原告らの主張は採用できない」と判断した。

(明示はしないものの原告らの主張を排斥したことから本件補償契約等が有効であることを前提に)最後に、受忍限度論について、「本件計画は、洋上風力発電所建造及び運用という再生可能エネルギーの創出を目指すものであり、一定の公益目的を有するものであるところ、県漁協の組合員の多くが本件補償契約等に賛同していることから、その締結に至る過程にも問題は認められず、かつ、本件補償契約において最大8億円の漁業補償が合意されていることを考慮すると、仮に、原告X2及び原告X3の共G号における建網漁が、本件工事により侵害される危険性があるとしても、それは、受忍限度の範囲内であって、同原告らの妨害予防請求を認めるに足りないというべきである。」と判示した。

3 考察

(1) 受忍限度論

本件においては、洋上風力発電施設を建造および運転する本件計画の実施による漁業行使権侵害の危険の有無が主たる争点であった。原告らの漁業行使権に基づく妨害予防請求としての差止請求が認められるためには、受忍限度論の下で本件計画の実施が違法と評価される必要があった。受忍限度論は¹⁾、国道43号線事件に関する最判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁など多くの裁判例で採用されているところであり、同最判は、差止請求との関係で、「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通するのであるが、施設の供用の差止めと金銭による賠償という請求内容の相違に対応して、違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない。」と判示した(違法性

¹⁾ 受忍限度論の下での考慮要素に係る指摘として、大塚直『環境法 BASIC [第3版]』(有斐閣、2021年)481頁参照。

段階説の考え方によりながらも、『「ファクターの重みづけ」相違説とでもいうべき立場を採用している」と評されている²⁾。日本の裁判例が採用する受忍限度論の下で、差止請求が認容されるのは一般的にいて困難であると解される。

そのうえで本件においては、前記のとおり、①「本件工事のための船舶が行き来する区域での漁ができないこと」、②「海底掘削等により生じる土砂によって海水の濁りが生じること」、③「風車建設地点の漁場が失われること」、④「送電ケーブル敷設により漁場が破壊されること」及び⑤「風車による振動・騒音により漁場が破壊されること」について原告らの主張は採用されず、漁業行使権の侵害の危険は認められなかった。それだけではなく、「洋上風力発電所建造及び運用という再生可能エネルギーの創出を目指す」本件計画の公益目的も考慮されている。損害賠償請求の場合に公共性の考慮を否定する見解が有力に主張されているが³⁾、差止請求の場合には公共性ないしは公益目的の考慮は否定されるべきではないと解する。すなわち、受忍限度論に基づく違法性判断における公共性ないしは公益目的の要素をどのように位置づけるかについては、差止請求と損害賠償請求とで異なると解される⁴⁾。道路公害差止に関する下級審判決ではあるが、公共性等の考慮について、「より大きな位置づけを与えられるというべきである」と判示された⁵⁾。

²⁾ 大塚・前掲注1) 481頁。

³⁾ 淡路剛久「大阪空港公害事件における被害の認定と違法性の判断」ジュリ761号(1982年)67頁および同『公害賠償の理論〔増補版〕』(有斐閣、2004年)239頁ならびに大塚・前掲注1) 461頁。筆者もこの点について検討を行ったことがあり、「肯定説に立っても否定説と整合する結論を導くことは可能であり、両説は結論において矛盾するものではないと解される」と指摘した。拙稿「国道2号線道路公害差止・損害賠償請求控訴事件—広島高判平成26年1月29日判時2222号9頁」環境法研究(大塚直責任編集、信山社)10号(2020年)46頁。

⁴⁾ 前田智彦「最高裁判所民事判例研究」法協115巻7号(1998年)148頁参照。

⁵⁾ 広島高判平成26年1月29日判時2222号9頁(22頁)。加藤一郎ほか「最近の不法行為の動向——厚木訴訟判決の利益考量をめぐって——」判タ622号(1987年)7頁(加藤一郎発言「差し止めについては、公共性というものが働く余地がきわめて大きいと思います」)も参照。

日米両政府が2050年までに実現しようとする「脱炭素社会」（カーボンニュートラル）のためには、本件のような洋上風力発電所を含む再生可能エネルギー施設の普及促進は不可欠であり⁶⁾、(道路公害差止に関する指摘ではあるが)「社会全体にとっての有用性」⁷⁾が認められるものである。その公共性ないしは公益目的は違法性判断にあたり考慮されるべきである。その意味において、本判決は妥当と解する。ただ、当該施設に係る公共性ないしは公益目的が認められるから一律に差止請求が排斥されるというわけではなく、当該再生可能エネルギー施設の規模・位置・住民に供給できる発電電力量など公共性ないしは公益目的の内容・程度の検討は必要と解される。

また、本件計画の手續に関して、被告の環境影響調査等は以下のとおり行われたとされる。

- ・「被告は、平成21年、本件計画に関する基本調査を開始し、平成23年から平成24年にかけて風況調査及び海底地質調査を行った。」
- ・「被告は、平成25年3月、本件計画に関する環境影響評価方法書を作成し、同年12月、同方法書に基づく環境影響調査を開始した。」
- ・「被告は、平成26年11月6日、同年度第2回B市環境審議会において、本件計画についての環境影響調査中間報告を行った。」
- ・「被告は、平成27年7月9日、同年度B市環境審議会において、本件計画についての環境影響調査第2回中間報告を行った。」
- ・「被告は、平成28年11月、本件計画についての環境影響評価準備書を作成し、同年度B市環境審議会において審議された。」

「なお、環境影響評価準備書は、被告が日本ミクニヤ株式会社に委託して作成したものであるが…(略)…、その調査及び評価について、これと異なる

⁶⁾ 2030年度の電源構成について、再生可能エネルギーは36～38%を占め、そのうち、風力(陸上・洋上)は5%を占めており、風力発電が有望なエネルギー源となることは疑いない。資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し(関連資料)」(令和3年9月)73頁 <https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/opinion/data/03.pdf> 参照。

⁷⁾ 前田・前掲注4)148頁。

知見が原告らから具体的に示されておらず、その手法及び結論が、現代の科学的知見に照らして相当ではないとの評価を首肯させるような事情も証拠上見当たらないことから、基本的に信用することができる。」

科学的知見に照らして信用性の認められる環境影響評価の手續が履踐されることが再生可能エネルギー事業を進めるうえで必要不可欠であり、その点も受忍限度論に基づく違法性判断にあたり考慮されると考えられる。本件においては、その点に関する判示は認められないが、平成21年に本件計画に関する基本調査が開始され、環境影響評価準備書が作成されたのは平成28年11月と、約8年という比較的長期間をかけて調査を含む手續が行われた。「その調査及び評価について、これと異なる知見が原告らから具体的に示されて」いないとされるが、本件においては、環境影響評価準備書について、環境の保全の観点から経済産業大臣勧告が行われた（2017年7月）。また、環境影響評価書の手續は完了するに至っていないようであり、この点については、特に合意形成上の観点から留意する必要がある。2030年度のエネルギーミックスおよび2050年のカーボンニュートラルを実現するためには再生可能エネルギー施設を早期に設置・運転開始する必要もあることからすると、環境影響評価の手續を迅速化する要請があることも否定できない（なお、米国においても、迅速化に係る指摘は従来からなされている⁸⁾）。もっとも、過度な迅速化は環境影響評価の手法および結論の信用性に影響を与え、違法性判断においても考慮されることになるため、両要請の適切な均衡を確保することが必要となるであろう。

（2）控訴審判決

控訴審においても、控訴棄却の判決が下された（広島高判令和元年6月26日 D1-Law.com 判例体系 ID28282845）。控訴審は、争点（2）（本件計画の

⁸⁾ See Michael B. Gerrard, *Legal Pathway for a Massive Increase in Utility-Scale Renewable Generation Capacity*, 47 ENVTL. L. REP. News & Analysis 10591, at 10603-605 (2017).

実施による漁業行使権侵害の危険の有無)について、控訴人(原告)らの主張(①環境影響評価準備書の信用性(「『建設ありき』で海域への影響を過少に評価して行ったシミュレーションで、信用できない)、②もぐり漁の遂行不能(「本件工事が実施されれば、風車基部においてもぐり漁を行うことが不可能になる」)や船舶航行への影響(「風車が建設されれば、各風車から520mが船舶立入禁止になる」)などをいずれも排斥した。すなわち、①について、「環境影響評価準備書の調査及び評価について具体的な問題点を指摘するものではなく、採用できない」と判示された。具体的な問題点の指摘がない以上、同書の信用性が否定されるものでないことは当然であり、判示は妥当であるが、再生可能エネルギー事業の差止めなどを求める訴訟の提起によって再生可能エネルギー施設の設置・運転が遅延しないようにするためには、迅速な環境影響評価の処理を通じて関連書類を適切に整備することが肝要であることを示すものであるといえよう。次に、②のもぐり漁の遂行不能については、「風車建設地点の一部は、岩礁性藻場に近い位置にあるが…(略)…、岩礁性藻場は、その場所を含め広い位置に分布しており、風車基部の設置による藻場の喪失による影響は小さいと考えられ…(略)…、控訴人らが行うもぐり漁に重大な影響を与えるとは認められない」と判示され、船舶航行への影響については、「本件工事により設置される風車の後方260mにつき、船舶の立入りができなくなると認められるが、その範囲は限定的なものにとどまるといえる」と判示された。また、「漁礁の設置により海洋生態系への良好な効果が確認されたことからすれば、控訴人らの漁獲対象にも全く効果がないとはいえない」とも判示された。これまで風力発電施設については、騒音、低周波音、景観、バードストライクおよびシャドーフリッカーなどの環境影響が指摘されてきたが、本件においては、漁業(具体的には漁業行使権)への影響が問題とされた⁹⁾。これまでに指摘されてきた環境

⁹⁾ 筆者も、洋上を含む風力発電施設に係る法規制と課題について考察を行ったことがある。拙著『アメリカの再生可能エネルギー法制の構造——日本への示唆——』(成文堂、2021年)135頁以下参照。

影響に加えて、漁業行使権が侵害されることがないように、適切な環境影響評価の手続を履践することが求められるが（出力1万kW以上の風力発電所は第1種事業（環境影響評価が実施される）として、出力7500kW以上1万kW未満のものは第2種事業（スクリーニングにかかる）として、環境影響評価法の対象事業となる¹⁰⁾¹¹⁾、同手続には長期間を要することから¹²⁾、期間の短縮などの迅速化の必要性があることは否定できない¹³⁾。ただ、「洋上風力の環境影響評価に関しては、必要な知見が極めて不足している状況である」¹⁴⁾、「洋上風力発電の設置に係る環境アセスメントについては、まだまだ情報や知見が不足している」¹⁵⁾、「洋上風力発電施設の設置が検討される海域では、環境影響評価に必要となる既往知見が極めて限定的である」¹⁶⁾といった指摘がなされていることに鑑みれば、「環境影響評価の無理な迅速化・短縮化は必ずしも望ましいとはいえず、事前・事後の調査を含めた必要十分な評価の内容を確保するという視点も同時に必要であると考えられる」¹⁷⁾。なお、この点に関連して、「漁業協調型洋上風力発電のための提言」がなされていることが注目される¹⁸⁾。漁業協調型洋上風力発電のための方策が構築さ

¹⁰⁾ 大塚・前掲注1) 113頁参照。

¹¹⁾ 洋上風力発電と環境影響評価については、洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会「洋上風力発電所等に係る環境影響評価の基本的な考え方に関する検討会報告書」(2017年3月) <<https://www.env.go.jp/press/files/jp/105434.pdf>>、三浦雅大「洋上風力発電と環境影響評価」(海生研シンポジウム2018: 気候変動と海生生物影響) 海洋生物環境研究所研究報告24号35頁(2019年)、明田定満「我が国における洋上風力発電と環境影響評価の現状」水産工学57巻3号107頁(2021年)、堀上勝「洋上風力発電における環境アセスメントの取組」環境アセスメント学会誌19巻1号22頁(2021年)を参照。

¹²⁾ 水上貴央(監修)・江口智子・佐藤康之(編集幹事)『再生可能エネルギー 開発・運用にかかわる法規と実務ハンドブック』(株式会社エヌ・ティー・エス、2016年)173頁(齊藤長)参照。

¹³⁾ 拙著・前掲注9) 142頁。

¹⁴⁾ 三浦・前掲注11) 36頁。

¹⁵⁾ 堀上・前掲注11) 25頁。

¹⁶⁾ 明田・前掲注11) 111頁。

¹⁷⁾ 拙著・前掲注9) 142頁。

れていたかどうかおよびその方策の内容は受忍限度論に基づく違法性判断にあたり考慮要素とされるであろう。

(3) 漁業行使権の侵害

最後に、どのような場合に洋上風力発電事業が漁業行使権を侵害することとなるかであるが、この点、同事業とは異なるが、諫早湾干拓地潮受堤防撤去等請求事件において（福岡高判平成22年12月6日判タ1342号80頁等参照¹⁹⁾、漁業行使権が侵害されている状態（漁業被害）の有無および諫早湾干拓事業における潮受堤防の締切りと漁業被害との間の因果関係の有無が争点とされたことが参考になる。特に後者（因果関係）がより重要な争点となり、ルンバル事件上告審判決（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）が提示した因果関係の立証について高度の蓋然性の証明を求める考え方の下で判断がなされることになろう。具体的事案から離れて一般的に論じることは困難であるが、洋上風力発電施設の「存在・稼働による水中騒音や濁りの発生、海底地形の改变、流れの変化等による生息環境の悪化や行動阻害等が想定される」²⁰⁾などの指摘に鑑みると、ある洋上風力発電事業が漁業行

¹⁸⁾ 明田・前掲注11) 113頁ないし114頁参照。この点に関する論稿として、高橋大祐「洋上風力発電の事業化における海洋・沿岸域管理法制度コンプライアンス上の法的課題」環境管理50巻6号31頁（2014年）および松谷真之介「洋上風力発電の事業化における漁業関係者等ステークホルダーとの合意形成上の法的課題と展望」同36頁以下参照。漁業者等との合意形成に係る指摘は極めて示唆に富むが、この点に関する検討は今後の課題として別稿に譲ることとしたい。この点に関する近時の論稿として、安田公昭・高橋大祐「洋上風力発電の海域占用・合意形成に関する法的課題の対処方法—村上市若船沖プロジェクト等をふまえたベストプラクティス」風力エネルギー40巻3号429頁（2016年）、小林正典「洋上風力発電を巡るステークホルダー分析と合意形成に向けた課題—秋田沖を例に」環境情報科学論文集35号268頁（2021年）、高橋大祐「弁護士の視点からみた持続可能な洋上風力発電事業の推進—再エネ海域利用法に係わる法的課題とその対応を中心に」環境管理57巻5号38頁（2021年）等参照。

¹⁹⁾ 諫早湾干拓事業をめぐる数多くの裁判例の検討は本稿では割愛するが、筆者も、福岡高判平成22年12月6日について考察を行ったことがある。拙稿・環境法研究（有斐閣）38号75頁（2013年）参照。

²⁰⁾ 三浦・前掲注11) 36頁。

使権を侵害することとなる場合は考えられ得るが、前記の「洋上風力の環境影響評価に関しては、必要な知見が極めて不足している状況である」²¹⁾などの指摘に鑑みると、同事業により漁業被害が発生した高度の蓋然性を立証することは困難であると解される²²⁾（もともと、例えば「洋上風力発電施設から発生する騒音や振動が、魚介類、海産哺乳類（爬虫類）の生息域や回遊経路に」²³⁾影響を与えるなどして、「漁業を営んでいた者が、当該漁業に係る漁場において従来と同程度の漁獲努力を傾けても量的又は質的に従来より有意に低い漁獲しか得られない状態になった場合に、漁業被害を受けたことになり、その被害が、漁業行使権に基づく漁業に関するものであって、しかも、他人の行為に起因するものと認められる場合に、漁業行使権を侵害されたことになる」²⁴⁾と解する立場が妥当と考える)。同事業により漁業行使権を侵害しないようにするためには、適切な環境影響評価の手続を履践することおよび前記の「漁業協調型洋上風力発電」を推進することなどにより、漁業に支障を及ぼさないようにすること（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）8条1項5号参照）と評価できることが必要と解するが、この点に関するさらなる検討は今後の課題として別稿に譲ることとしたい。

本件は、最高裁においても、上告棄却・上告不受理の決定がなされた（最決令和2年7月3日 D1-Law.com 判例体系 ID28282844）。前記のとおり、筆

²¹⁾ 三浦・前掲注11) 36頁。

²²⁾ 鎌田智「漁業権に関する裁判例の分析と洋上風力発電事業における留意点」環境管理50巻6号40頁（43頁）（2014年）および松谷・前掲注18) 37頁も参照。ただし、海洋環境における漁業被害に係る立証責任の転換の論点については別途の検討を要する。

²³⁾ 明田・前掲注11) 114頁。

²⁴⁾ 福岡高判平成27年9月7日 D1-Law.com 判例体系 ID28273138（なお、最決令和元年6月26日 D1-Law.com 判例体系 ID28273137（結論：上告棄却・上告不受理）も参照）。漁業被害の判断基準については、裁判例の間でも統一されているわけではなく、争いがあることに注意を要する。須加憲子「諫早湾干拓地潮受堤防の開門請求が棄却され、漁業被害につき国家賠償法に基づく損害賠償請求が一部認容された事例」新・判例解説 Watch20号303頁（2017年4月）参照。筆者は、福岡高判平成27年9月7日のように、「個別具体的な被害の有無を基準とする考え方」が妥当と解する。

者は、差止請求を棄却した本判決（控訴審判決および最高裁判決を含む）は妥当と考える²⁵⁾。「洋上風力発電は、①大量導入、②コスト低減、③経済波及効果が期待され、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札」²⁶⁾と指摘されていることから、裁判例の分析を行うことによってもこの要請に寄与し、洋上風力発電事業が円滑に推進されることを期待したい。ただ、本件計画については、住民による反対運動が行われ、凍結したとの報道もなされている²⁷⁾。合意形成上の課題が認められるが、この点に関する検討は別稿に譲ることとしたい。

〔追記〕本研究は、JSPS 科研費（基盤研究（C）、課題番号：22K01279）の助成を受けた成果の一部である。

²⁵⁾ なお、筆者が問題意識を有する再生可能エネルギー事業に対して差止めなどを求める訴訟（再エネ訴訟）とは異なるが、「原告が、被告に対し、被告から受託した千葉県C市沿岸沖合いでの洋上風力発電事業の開発協力業務の委託契約（以下「本件委託契約」という。）に基づき、平成19年5月から平成23年11月まで55か月間の月額31万5000円の業務委託料合計1732万5000円及びこれに対する訴状送達日の翌日である平成23年12月13日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、被告が原告を欺罔して本件委託契約を終了させたと主張して、不法行為に基づき同額の損害賠償を求めた事案」も存在する（結論：請求棄却）。東京地判平成26年4月17日 D1-Law.com 判例体系 ID29040944。

²⁶⁾ 小林寛（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室室長補佐）「洋上風力発電に関する政策動向」（令和3年9月）5頁 <https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kankyo/offshorewind/youjo_seminar01.pdf>。

²⁷⁾ 長周新聞（2021年8月11日）<<https://www.chosyu-journal.jp/yamaguchi/21554>> 参照。